

令和5年(行ス)第18号 執行停止申立却下決定に対する抗告事件

(原 審:令和5年(行ク)第41号 執行停止申立事件)

(本案事件:令和5年(行ウ)第95号 神宮外苑再開発事業認可取消等請求事件)

抗告人 カップ・ロッシェル 外

相手方 東京都(処分行政庁 東京都知事)

意 見 書

令和5年6月29日


東京高等裁判所第2民事部EB係 御中

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都総務局総務部法務課(送達場所)
電 話 03-5388-2502
FAX 03-5388-1262

相手方指定代理人 榎本 洋 

同 小松 弘 尚 

同 鳳城 和 明 

同 柏木 健 三 

(本件連絡担当)

第1 抗告の趣旨に対する答弁

- 1 本件抗告を棄却する
- 2 抗告費用は抗告人らの負担とする
との決定を求める。

第2 はじめに

相手方の事実上及び法律上の主張は、相手方が原審において提出した令和5年3月24日付意見書（以下「**原審意見書**」という。）において主張したとおりであり、原決定が抗告人らの申立てを却下したことは正当である。

これに対し、抗告人らは、抗告人らの令和5年4月7日付抗告状（以下「**抗告状**」という。）及び同月21日付抗告理由書（以下「**抗告理由書**」という。）において、原決定を取り消し、本件処分の執行は停止されるべきである旨主張するが、抗告人らの主張は、原審における主張を繰り返すものか、あるいは独自の見解に基づくものにすぎず、いずれも理由がないか失当であることは明らかであるから、本件抗告は理由がなく、棄却されるべきである。

もっとも、以下において相手方は、抗告理由書における抗告人らの主張に対し、念のため必要と認める限度で反論する。

なお、略語等は、本意見書で新たに定義するもののほかは原決定の、原決定に定義のないものについては、相手方の従前の例による。

第3 相手方の主張

1 騒音について

- (1) 新球場による騒音値の増加が予測されているという一事をもって抗告人らに「**重大な損害**」が発生するとはいえないこと

ア 抗告人らは、「本件環境影響評価書は、新設される神宮野球場の供用後の騒音については、近隣住宅において施設利用者が対策をしなければ、その時点で騒音に関する環境基準を超える（58デシベル）ことを認めて（いる）」、「本件住民である各中立人の配置図と、新旧球場からの距離、新旧球

場による騒音を比較した表は、疎甲第63号証であり、最も東側の申立人でも、新球場による騒音値は旧球場の時よりも高くなる。」「少なくとも都営北青山アパート居住の本件住民（原告人）の全ては、健康被害が発生する蓋然性が高い騒音被害に暴露されると思われ・・・被害発生を未然に防ぐ方策が実現するか否かが不明である。」（原告理由書3ページ）と主張する。

イ(7) しかしながら、原告人らは、新球場による騒音値が旧球場の時よりも高くなることによって、いかなる健康被害を受けることになるのかについて具体的に主張、立証するところがなく、原告人らの主張は、結局のところ、健康被害についての抽象的な可能性を指摘するものにすぎない。

また、原告人らの主張は、本件環境影響評価において、施設の供用に伴う神宮球場のスタンド高さの騒音レベルが、野球場棟から近傍住宅までの距離において62dB程度とされ、現況の騒音レベル（58dB）よりも4dB増加することが予測されていること（疎乙第10号証の2・241ページ以下）を論拠とするものであるところ、既に原審において相手方が主張したとおり（原審意見書18ページ）、そもそも本件環境影響評価の予測設定値である地上1.2mの高さにおいては環境基準値（55dB）を満足するものとされている上、神宮球場のスタンドの高さ（11m）における騒音についても、騒音の発生に配慮するよう施設利用者に対して夜間の一定時間の音を抑える対策等の周知を行うなどの環境保全措置に努めていくものとされ（疎乙第10号証の2・242ページ）、実際、本件事業の事業者（以下「本件事業者」という。）は、令和5年1月30日の東京都環境影響評価審議会において、「今後、野球場棟における外野席の形状等の詳細が決定するまでにハード的な対策を検討し、詳細が決定する詳細設計の段階で、予測に取り入れ、審議会で報告いたします。」（疎乙第15号証・18ページ）、「今後詳細が決まってきたら、球場自体もそうですし、その周辺の今まさに言われている建物に関しても、細かく決まってくるので、そこら辺を入れた形

で予測をしていきます。・・・そうしたら、またそこについて再予測をして確認して、その場所で調査をするというようなことは考えています。」(疎甲第68号証41ページ、8行目以下)等と述べているのであるから、本件環境影響評価において新球場による騒音値の増加が予測されているという一事をもって、抗告人らが「健康被害が発生する蓋然性が高い騒音被害に暴露される」ということはできない。

- (イ) なお、抗告人らは、「今回の神宮外苑再開発が、連続した一体の工事の連続によって新施設を次々と構築していく計画であるので、一旦この事業が開始されれば、どの段階で中止や見直しをすれば被害の発生を未然に防げるのかは全く不明であり、且つ被害発生を未然に防ぐ方策が実現するのか否かが不明である。」(抗告理由書3ページ)として、新球場の供用に伴う騒音に係る重大な損害を避けるための「緊急の必要」(行訴法25条2項)があると主張するようである。

しかしながら、抗告人らが主張する新球場の供用に伴う騒音は、新球場が完成し、その供用が開始された後に初めて発生するものであるところ、明治神宮球場等の建替え計画(疎甲第7号証18ページ)によれば、新球場が完成するのは、2032年(令和14年)とされ、完成までに相当の期間を要するのであるから、現時点において、抗告人らの主張するような「緊急の必要」があるとは認められない。

- (ウ) したがって、抗告人らの上記主張には理由がない。

- (2) 疎甲第64号証を根拠に騒音が垂直方向に増加するとの抗告人らの主張に理由がないこと

ア 抗告人らは、「建物高層階への音の伝播」(安岡博人)(疎甲64)によれば、環境影響評価書(疎乙10の2)で示された高さ(11m)以上の階に居住する抗告人(…略…)においては、環境影響評価書で示された騒音レベル以上の音が伝播することが十分に予想される」(抗告理由書4ページ)と主張する。

イ 抗告人らが疎甲第64号証のどの記載部分を根拠として、「環境影響評価

書で示された騒音レベル以上の音が伝播することが十分に予想される」と主張しているのか不明ではあるものの、同号証に「騒音の垂直方向での分布については、高さ50m程度までは、地表の地形、建物と音源の位置関係に大きく左右される」(242ページ)と記載されていることから明らかとなっており、ある特定の地点で発生した騒音が、垂直方向にどのように伝播するかは、地表の地形や建物と位置関係等といった様々な条件によって左右されるのであるから、騒音が垂直方向に増加することを当然の前提とする原告人らの主張には理由がない。

(3) 騒音被害がほぼ日常的に昼夜の別なく近隣住宅に影響を及ぼすとの原告人らの主張に理由がないこと

ア 原告人らは、「評価書資料編(疎甲65・168頁)においては、神宮球場で夜間に試合を行っている時間帯の21:20～21:30の騒音を騒音源モデルとして、近隣住宅への被害を検証しているが、そもそも神宮球場では夜間だけに試合やイベントが開催されている訳ではない。」、「神宮球場は、プロ野球、東京ヤクルトスワローズのホームスタジアムであるのみならず、東京六大学野球や東都大学野球、高校野球東京都大会などアマチュア野球の会場として、また乃木坂46の全国ツアーなどのイベント会場としても使われている。」、「この頻度は、騒音被害がほぼ日常的に昼夜の別なく近隣住宅である都営北青山アパートの住民に影響を及ぼすことを示している。」(抗告理由書4ページ)と主張する。

イ しかしながら、本件環境影響評価書に記載されている施設の供用に伴う騒音レベル(疎乙第10号証の2・231ページ、241ページ以下)は、ヤクルト・巨人戦のプロ野球開催日(2019年7月16日、観客動員数2万9771人)の18時00分から21時40分までの時間帯において、球場スタンドから発生する騒音レベルを測定し、そのうち、最も大きくなった時間帯(21時20分から21時30分まで)の騒音レベルを基に計算したものであるところ(疎乙第10号証の2・172ページ、疎乙第16号証・570ページ、疎甲第65号証・168ページ)、原告人らの指摘

する高校野球東京大会等といったアマチュア野球における歓声が、上記ヤクルト・巨人戦のプロ野球開催日における騒音の最大値と同等であるとの疎明はないのであるから、アマチュア野球の歓声がプロ野球の歓声と同等のものであることを前提とする抗告人らの主張は、その前提を誤るものである。

また、アマチュア野球といったスポーツイベントは一定の限られた時間帯において開催されるのが通常であるところ、疎甲第66号証を見ても、このようなイベントが早朝から夜間まで継続して開催されているとの事実を窺うことはできない。

したがって、「騒音被害がほぼ日常的に昼夜の別なく近隣住宅である都営北青山アパートの住民に影響を及ぼす」との抗告人らの主張には理由がない。

(4) 観客席での騒音が、ホテル棟等に反響して都営北青山アパート側に「より高い」騒音レベルで到達するとの抗告人らの主張に理由がないこと

ア 抗告人らは、「音は壁が有ればそれに反響して響いていく。これを新神宮球場の構造に当てはめれば、騒音は西側の高層施設に反響して、低くなっている都営北青山アパート側により高い騒音レベルで到達することが容易に推測できる。そうすると、環境影響評価書で示された騒音レベルを超える騒音被害が発生することが確実であると考えられる。」(抗告理由書5ページ)と主張する。

イ しかしながら、抗告人らは、観客席での騒音が、ホテル棟等に反響して、都営北青山アパート側に「より高い」騒音レベルで到達するとの根拠について、具体的に述べるところがない上、当該騒音によって、抗告人らの健康に「重大な損害」が発生する根拠についても何ら具体的な主張、立証をしていないのであるから、抗告人らの主張は理由がない。

この点に関して抗告人らは、「事業者からは、「予測において反射音は考慮しておりませんが、仮にホテル棟や事務所棟方向の音が全て反射した場合と仮定した場合、現状予測結果、球場から80mのところは55dBで

すが、掛けるというところで同じ音が2つ重なると+3 dBになりますので、58 dbということが考えられます。」と説明がされているところであり、この時点で環境基準を超えていることが認められる。」(抗告理由書5ページ)と主張するが、抗告人らが引用する上記事業者の説明(疎乙第15号証・9ページ)は、飽くまでホテル棟や事務所棟方向の音が「全て」反射した場合に限ってのものであって、実際に外野席からの歓声が反対側のホテルや事務所棟に全て反射するとは限らないのであるから、当該事業者の指摘をもって環境基準を超える騒音が発生するとの抗告人らの主張には理由がない。このことは、東京都環境影響審議会の廣江委員が、「これ(代理人注：反射音)が確実に起こるとは私も考えていません」(疎甲第68号証・40ページ、下から3行目)と述べていることから明白である。

2 風害について

- (1) 抗告人らは、「ビル風(突風)については、…村上法…が適している」(抗告理由書9ページ)、「風害については、環境影響評価書ではビル風の発生可能性については評価できていない。また、環境影響評価では、該当するエリアを人(…)が通行することを想定した風環境を評価しており、…抗告人一人一人には風害がないとは言えないし、むしろ、風被害があると判断されるべきであ(る)」(同10ページ)などと主張する。
- (2) しかしながら、抗告人らは、ビル風(突風)が発生し、このことにより抗告人らに「重大な損害」が発生することについて、何ら具体的な主張、立証をしておらず、抗告人らの主張は、結局のところ、抽象的な危惧感を基に、本件環境影響評価書の記載内容を論難するものにすぎない。

また、本件環境影響評価で用いられた(株)風工学研究所による風洞実験(以下「**風洞実験**」という。)は、「現在最も一般的に用いられている風環境評価方法の一つ」である上(疎甲70号証)、本件環境影響評価書に「平均風向、平均風速及び最大風速等の突風の状況並びにそれらの変化する地域の範囲及び変化の程度」(疎乙第10号証の3・421ページ)と記載されていることから明らかなとおり、本件環境影響評価においては「最大風速等の突

風の状況」を予測事項としているのであるから、風洞実験において突風の発生可能性を評価できていないとする抗告人らの批判は当たらない。

なお、抗告人らは、「工事中の13年間にわたっては粉塵も危惧される」（抗告理由書9ページ）とも述べるが、本件事業者は、本件環境影響評価において「必要に応じて散水の実施、粉じん飛散防止シートの設置等、粉じんの飛散防止対策を講じる」（疎乙第16号証・147ページ）としているのであるから、かかる抗告人らの主張もやはり理由がないものである。

3 景観利益について

- (1) 抗告人らの主張は必ずしも判然としないものの、要するに、神宮外苑にある樹木が伐採されることにより、専ら抗告人らの景観利益が害され、そのような景観が回復困難となる点を「重大な損害」と主張しているものと解される（抗告理由書11ページ）。

ア しかしながら、景観利益は、良好な景観に近接する地域内に居住し、その恵沢を日常的に享受している者でなければ認められないところ（最高裁判平成18年3月30日第一小法廷判決・民集60巻3号948頁参照）、抗告人らは、その居住する地域が、良好な景観に「近接していること」について、具体的な主張、立証をしていないばかりか、良好な景観の恵沢を「日常的に」享受していることについても何ら主張、立証するところがない。

この点に関し抗告人らは、住民票を提出して、「神宮外苑の景観の恵沢を日常的に享受している」と主張するようであるが、当該場所に居住しているという一事をもって、これらの者が神宮外苑の恵沢を日常的に享受していると評価することはできず、抗告人らの主張は失当である。

- イ(7) また、上記最高裁判決によれば、「景観利益の内容は、景観の性質、態様等によって異なり得るものであるし、社会の変化に伴って変化する可能性のあるものであり、現時点においては、私法上の権利といい得るような明確な実体を有するものとは認められず、景観利益を超えて「景観権」という権利性を有するものを認めることはできない。そして、ある行為が景観利益に対する違法な侵害に当たるといえるためには、少な

くとも、その侵害行為が刑罰法規や行政法規の規制に違反するものであったり、公序良俗違反や権利の濫用に該当するものであるなど、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くことが求められると解するのが相当である」とされている。

これを本件について見ると、本件事業において、神宮外苑の樹木の伐採又は移植が刑罰法規や行政法規の規制に違反するなど、社会的に容認された行為としての相当性を欠く方法等で行われるといった事情は認められないであるから、本件事業の施行認可によって抗告人らの景観利益が違法に侵害され、それによって抗告人らが重大な損害を被るとはいえない。このことは、原決定も正当に判断しているところである（原決定4ページ）。

- (4) この点に関し抗告人らは、「本件認可処分は、処分行政庁である東京都知事の裁量権を逸脱又は濫用してなされたものであるから違法であり、その点の疎明がある」（抗告理由書12ページ）と主張する。

しかしながら、景観利益が違法に侵害され、重大な損害を被ったか否かは、神宮外苑の樹木の伐採や移植といった行為そのものが社会的相当性を欠く方法によって行われたか否かによって判断されるべきところ、本件事業の施行認可は、神宮外苑の樹木の伐採や移植を許可するものではなく、その適法性の有無は、樹木の伐採や移植それ自体の社会的相当性に影響を与えるものではないから、本件事業の施行認可の違法性を理由に樹木の伐採や移植が社会的相当性を欠くものであるとする抗告人らの主張は失当である。

また、仮にこの点を措いたとしても、本件事業の施行認可が適法であることは、原審において相手方が既に主張したとおりであり（原審意見書19ページ以下）、かかる行為が、侵害行為の態様や程度の面において社会的に容認された行為としての相当性を欠くものと評価される余地はないのであるから、この点においても抗告人らの主張は理由がない。

- ウ(7) なお抗告人らは、原決定が「申立人らは、本件影響評価について誤り

があるとの申立外一般社団法人日本イコモス国内委員会による「緊急要請」との書面も提出するが、一部、本件影響評価が不十分ないし前提事実を誤認していると考えられる点を具体的に指摘しているところはあ
るものの、それが本当に不十分ないし誤認に基づくものかについてはな
お慎重な検討が必要である・・・緊急要請書面の記載内容を踏まえても、
本件影響評価が不十分ないしその前提事実が誤っていると直ちに認め
ることはできない。」(原決定5ページ)と判断したことに対し、「群落
調査と、その成果である現在植生図による分類は、将来の植生遷移のダ
イアグラムを作成するための最も重要な根拠となるものである。しかし、
その根拠たる部分が誤っているために、科学的連携が行われておらず、
そのため将来の遷移予測が提示されないままに、科学的連携が行われて
おらず、そのため将来の遷移予測が提示されないままに、科学的方法論
に基づかない予測、評価が行われていると(日本イコモス国内委員会は)
指摘している」(抗告理由書13ページ)、「虚偽の調査報告が修正され
ないまま、誤ったデータに基づく保全・移植計画による「第二球場の解
体に伴う樹木伐採・移植」が着手されることは、すでに貴重な生態系と
しての森の破壊という、重大な損害が発生・進行していると言わざるを
えない。」(同15ページ)と主張して、原決定を論難する。

- (1) しかしながら、日本イコモス国内委員会(以下「日本イコモス」とい
う。)による上記指摘については、本件事業者が、令和5年4月27日
付回答書(疎乙第17号証の1)において既に反論しているところであ
り(「調査地点及び調査区域」に関する指摘について通し番号1、2、
3、4、11、14、20及び32、「調査手法」に関する指摘について
通し番号13及び27、「樹木分類」に関する指摘について通し番号6、
7、8、9、10、12、16、17、18及び30参照(疎乙第17
号証の2・2枚目))、「緊急要請書面の記載内容を踏まえても、本件影
響評価が不十分ないしその前提事実が誤っていると直ちに認めること
はできない。」との原決定の判断に誤りはない。

エ(ア) また、抗告人らは、「審議会としては、虚偽と指摘されている事項について事業者が説明する機会を設けるために、審議会を終了にせず、もう一度改めて開催し、事業者には丁寧な反証をするよう求めた」、「2月と3月と2回開かれた審議会のいずれにおいても、神宮外苑地区再開発の件が議題になることはなく、日本イコモスに対しては、事業者の反証の機会もないばかりか、イコモスが説明する機会も与えず無視し続けている。」、「令和5年1月30日の環境影響評価審議会総会のほぼ半月後の令和5年2月17日に、東京都知事が本件認可処分をしたのは、環境影響審議会の意向を無視し、環境影響評価の意義すらもないがしろにする行為である」とも主張する（抗告理由書19ページ）。

(イ) しかしながら、日本イコモスが虚偽と指摘している事項については、環境影響評価手続とは切り離れた上で、後日、事業者が審議会で説明する場を設けることで環境影響評価審議会の了承を得ており（疎甲第68号証44ページ）、本件事業の認可が環境影響評価審議会の意向を無視したという抗告人らの主張には理由がない。

また、本件事業者は、令和5年1月30日の環境影響評価審議会総会において、同審議会より日本イコモスからの要請書に対して回答するようにとの要請を受けて、同審議会に対し、回答書（疎乙第17号証の1、疎乙第18号証の1）を提出し、令和5年4月27日及び同年5月18日の2回の審議会総会において、その説明と審議会委員との質疑応答をし（疎乙第17号証の2、疎乙第18号証の2、疎乙第19号証、疎乙第20号証）、日本イコモスの指摘事項への対応を行っている。そして、日本イコモスによる虚偽記載との指摘については、同年5月18日の審議会総会において虚偽記載の事実はないとの結論が出されたところである（疎乙第21号証）。このように東京都環境影響評価審議会は、日本イコモスによる上記要請等について真摯に対応しているのであり、日本イコモスを「無視し続けている」との抗告人らの批判は当たらない。

4 避難場所が利用できなくなるとの主張について

- (1) 原告人らの主張は必ずしも判然としないものの、「本件住民以外について、景観利益以外の不利益として、次のとおり主張を追加する。」(原告理由書24ページ、ただし、傍点は相手方代理人による。以下同じ。)、「工事による仮囲いなどによって、避難所(原文ママ。疎甲第108号証・同第109号証の内容から、東京都震災対策条例(平成12年東京都条例第202号。疎乙第22号証)47条により、知事が指定しなければならないとされる「避難場所」を指しているものと解される。)機能が全くかその一部が損なわれることが想定される。」(同25ページ)、「本件住民以外の原告人について、・・・当該事業の認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」に該当する(同25ページ以下)、「原告人について、本件再開発事業が継続している13年間もの間、神宮外苑を避難場所として利用できないという不利益を受ける」(同26ページ)等と主張していることから、要するに、本件住民(都営北青山一丁目アパートに居住する住民)以外の者(本件その他住民)が、本件事業の施行認可により、災害時において明治神宮外苑地区を避難場所として利用できなくなり、このような不利益を被ることが「重大な損害」に該当すると主張するものと解される。
- (2)ア しかしながら、本件住民以外の者(本件その他住民)の住所は、そもそも明治神宮外苑地区は避難場所の地区割当とされておらず(疎甲第108号証)、これらの者が同地区を避難場所として利用できなくなるという不利益について原告人らから何らの確な疎明もないのであるから、原告人らの主張は失当である。
- イ(7) 仮に原告人らの主張が、本件住民について述べるものであると善解したとしても、原告人らは、「工事による仮囲いなどによって、避難所機能が全くかその一部が損なわれること」により、原告人らが受ける不利益や損害について、単に「地震などの災害時に避難所機能をどうするのか。言い換えればどこに避難すれば良いか」(原告理由書25ページ)と疑問を呈するのみで、その性質や程度について具体的に述べるところがなく、

やはり失当という他ない。

- (イ) また、避難場所たる明治神宮外苑地区の区域面積は70万0961㎡と広大であるのに対し（疎甲第108号証）、本件事業の施行地区の面積は、約17万5000㎡であり、上記避難場所の区域面積の約4分の1を占めるにすぎない。また、本件事業の施行地区それ自体をみても、本件事業に係る建築物（本件施設建築物）の工事は、ラグビー場棟の建設（1期）の後に明治神宮球場を建設するというように段階的に実施されるのであるから（疎甲第7号証・18ページ）、事業施行期間（令和5年2月から令和17年11月）の全期間にわたって同地区全体が避難場所として利用できなくなるわけではない。

したがって、「本件再開発事業が継続している13年間もの間、神宮外苑を避難場所として利用できないという不利益を受ける」との原告人らの主張は、明らかに誤った事実関係に基づく主張であり失当であるか少なくとも理由がない。

第4 結語

以上のとおり、本件処分の効力の停止を求める原告人らの申立ては、行訴法25条が定める執行停止の要件を満たさないものであるから、本件抗告は速やかに棄却されるべきである。

以上